

## 自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る仕様書

### 1. 業務名

自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

### 2. 貸付期間

貸付期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日まで（60カ月）。貸付契約の更新は行わないものとする。

### 3. 貸付物件

所在地	設置場所	物件 番号	貸付面積 (小数点第 3位以下切 り捨て)	設置可能面積 (幅×奥行×高さ※)	設置 台数	所管課
常滑市飛香台 3丁目地内	常滑市役所 新庁舎1階 職員休憩スペース内	①	2.69㎡	幅 337.2cm 奥行 80cm 高さ 230cm	3台	職員課
常滑市飛香台 3丁目地内	常滑市役所 新庁舎1階 職員休憩スペース内	②	0.89㎡	幅 112.4cm 奥行 80cm 高さ 230cm	1台	職員課

※設置可能面積の高さ＝「天井高」

#### 備考

- ・ 貸付面積及び設置可能面積には、放熱余地を含む。
- ・ 奥行には、転倒防止板の長さは含まない。
- ・ 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をしておくこと。

- ・ 1 提案者につき 1 台の設置とする。
- ・ 設置場所については、各受託候補者と協議し決定する。
- ・ 物件番号①の幅は 1 提案者112.4cmとする。
- ・ 現地説明会は行わないので、現地見学を希望する場合は、常滑市企画部職員課へ連絡し、日程調整のうえ、職員課職員同伴のもとで現地確認を行う。

#### 4. 受託候補者選定方法

提出された提案書等や、プレゼンテーションの結果を踏まえ、物件番号①については上位 3 者を、物件番号②については上位 1 者を受託候補者とする。

#### 5. 自動販売機の設置条件

##### (1) 事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。（常滑市財産規則第20条の2）

##### (2) 貸付料及び光熱水費の支払い

貸付料は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満切捨て）に60月を乗じた金額とする。支払いは年1回払いとし、1月から12月分を翌年1月末日までに、市の所管課である企画部職員課（以下「市」という。）が発行する納入通知書により一括納付するものとする。

光熱水費の支払いは、年1回払いとし、1月から12月分を翌年1月末日までに、市が発行する納入通知書により一括納付するものとする。

##### (3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、電気代（実費相当分）等の費用は、すべて事業者の負担とする。また、電気代は、実費相当分を市が指定する期限までに納入すること。

##### (4) 設置の条件

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮した機器であること。

イ エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省

エネルギー基準を達成している機器の使用に努めること。

ウ 設置機種は省エネ型自動販売機(エコベンダー)とすること。

エ 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

オ 自動販売機は災害対応型(災害時に中の飲料等を無料で提供できる)とすること。

カ ユニバーサルデザインに配慮すること。

キ 販売品目は、清涼飲料水、お茶、ドリンク、牛乳等の飲料とし酒類の販売は行わないこと。物件番号①の容器は、ペットボトル・缶・紙パック類等密閉式の容器とすること。物件番号②の容器はカップ式とし、自動でカップにフタがつけられること。また商品の取出口扉が自動で開閉すること。

なお、販売価格については、受託候補者決定後に市と協議すること。

ク 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸ししないこと。

ケ 事業者は、本件賃借に係る自動販売機の売上状況等を別に指定する期日までに、市に提出すること。

コ 貸付料及び電気代(実費相当分)等を期限までに確実に納付すること(計量機器子メーターは設置済み。)

サ 設置は契約締結後から令和3年12月28日(火)までに行うものとする。ただし、この期間に設置できない場合は、市と協議すること。なお、販売開始日が令和4年1月1日以降の日となった場合においても、設置事業者は貸付料等の減免、返還又はその他の補償を求めることはできない。

#### (6) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理等の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 物件番号①に自動販売機を設置した場合、既に設置してある飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることのないように、設置業者が当番で管理を行うこと。物件番号②に自動販売機を設置した場合、容器の回収頻度と回収量を考慮し、十分な容積のある

回収ボックスを必要数設置すること。両物件ともに、容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び搬出経路については、市の指示に従うこと。

エ 関係法令等遵守の徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機を設置する場合は、据付面を十分に確認し、耐震対策を考慮した上で安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自動販売機設置に伴う事故は、常滑市の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責めを負う。また、機器搬入の際は、建物の床や壁面等が傷つかないように養生を行うなどの措置をとること。

キ 自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機の故障、苦情、問い合わせ等については事業者の責任において即時対応すること。

ク 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、市に対し撤去しようとする日の3ヶ月前までに書面により通知すること。

なお、この場合、納付済みの貸付料及び電気代（実費相当分）等は還付しない。

#### (7) 原状回復

事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、事業者は、原状回復に際し、一切の補償を市に請求することができない。

### 6. 売上状況等の報告

#### (1) 定期報告

設置事業者は、本件貸付に係る自動販売機の売上状況を次のとおり指定する期日までに、市に報告すること。

##### ①内容

売上本数（単位は本）

②報告期限

- ア 令和5年1月末日（令和4年1月1日～令和4年12月31日分）
- イ 令和6年1月末日（令和5年1月1日～令和5年12月31日分）
- ウ 令和7年1月末日（令和6年1月1日～令和6年12月31日分）
- エ 令和8年1月末日（令和7年1月1日～令和7年12月31日分）
- オ 令和9年1月末日（令和8年1月1日～令和8年12月31日分）

(2) 随時報告

自動販売機の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

7. その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と設置業者の協議によって決定するものとする。

8. 参考

- (1) 当該施設の正規職員数 264名（令和3年10月時点）
- (2) 当該施設の来庁者数 （把握していません）
- (3) 自動販売機販売実績一覧（「参考資料」参照：6ページ）

※なお、記載された内容はあくまで参考であり、今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではない。

## 参考資料

※現庁舎内に設置されている自動販売機の販売実績

年 月	1階正面玄関 (1台設置) 自動販売機	2階食堂 (4台設置) 自動販売機	2階食堂 (1台設置) カップ式
	販売本数	販売本数	販売本数
2021年6月	640本	2,584本	951本
2021年5月	541本	2,052本	762本
2021年4月	455本	2,335本	1,168本
2021年3月	653本	2,518本	1,479本
2021年2月	359本	1,839本	1,250本
2021年1月	462本	1,696本	1,383本
2020年12月	610本	2,030本	1,340本
2020年11月	314本	1,785本	1,100本
2020年10月	475本	2,324本	1,072本
2020年9月	552本	2,017本	1,140本
2020年8月	759本	2,936本	772本
2020年7月	422本	2,619本	1,118本
合 計	6,242本	26,735本	13,535本

### <問い合わせ先>

〒479-8610 常滑市新開町4-1

常滑市企画部職員課研修厚生チーム（常滑市役所3階）

電 話 0569-47-6110

F A X 0569-35-4329

E-mail syokuin@city.tokoname.lg.jp

（休日・祝日及び昼休憩時正午から午後1時までは除く。）